

三木市公告第12号

事後審査型制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び三木市契約規則（平成4年3月30日規則第9号）第2条の規定により下記のとおり公告する。

令和6年4月16日

三木市長 仲田一彦

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 吉川分署庁舎新築工事のうち建築工事
- (2) 工事場所 三木市吉川町鍛冶屋（旧よかわ幼稚園跡）地内
- (3) 工事期限 令和7年3月31日限り
- (4) 工事概要 用途 消防署等
庁舎棟 構造 鉄骨造平屋建 延床面積：550.75m²
倉庫棟 構造 鉄骨造平屋建 延床面積：85.50m²
他 訓練塔、土取場、自転車置場
- (5) 前払金その他の支払条件 前払金 有
部分払 有

2 応募方法

単独企業による直接入札

3 入札に参加するものに必要な資格

三木市の指名競争入札参加資格者名簿登載者で、次に掲げる要件をすべて満たし、市長の入札参加資格確認を受けた者とする。

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- イ 三木市指名停止基準に基づく指名停止を参加申込期限日から落札者決定までの間に受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 三木市の指名競争入札参加資格の工種が建築一式工事であり、建設業法（昭

和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。) 第 15 条の規定による特定建設業の許可を有すること。

オ 令和 6 年 4 月 1 日現在、本店(本社)が兵庫県内にあるもの。

カ 業法に規定する経営事項審査結果通知書の有効期間が、本契約締結予定日(令和 6 年 6 月下旬)までであることが、入札参加資格確認日までに確認できること。

キ 業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果通知書の総合評定値が三木市内に本店を有する者(市内業者)若しくは三木市内に支店、営業所等を有する者(準市内業者)においては 710 点以上、それ以外の者(市外業者)にあっては 930 点以上であること。

ク 平成 20 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体又は建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条の 13 に規定する法人が発注した工事で、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。)として、1 棟又は同時施工で 2 棟以上の合計の延べ面積が 500 m²以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、改築又は増築工事の施工実績(工事が完成し、引渡し完了したもの)を有すること。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる②及び③のいずれにも該当しないこと。

① 本工事に係る設計業務等の受託者 (株)小西建築設計事務所

② 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている当該建設業者

③ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該建設業者

(2) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に 3 か月以上の雇用関係)がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ア) 1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 平成 20 年 4 月 1 日以降に、(1)クにおいて施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札者となったときは、本件工事については他の工事の落札者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

4 入札参加申込書の交付期間、場所及び交付方法

(1) 交付する書類

一般競争入札参加申込書（事後審査型一般競争入札用）（様式1）

(2) 交付期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月14日（火）まで（三木市の休日を定める条例（平成元年三木市条例第27号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）は除く。）

(3) 交付場所

三木市ホームページに掲載する（<http://www.city.miki.lg.jp>）

(4) 交付方法

無料配布

5 入札参加の申込み

本工事の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書（事後審査型一般競争入札用）（様式1）を持参し提出すること。（郵送及びFAXによるものは受け付けない。）

(1) 提出期間

令和6年4月23日（火）から令和6年5月14日（火）まで（本市の休日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 提出場所

三木市上の丸町10番30号

三木市総務部財政課（4階）

電話番号 0794-82-2000（内）2465

(3) 提出書類等

一般競争入札参加申込書（事後審査型一般競争入札用）（様式1）

6 設計図書の閲覧

(1) 閲覧方法

当該工事に係る設計図書は、電子データにより、公告日から開札日まで閲覧に供する。

(2) ダウンロードのサイトアドレス

三木市ホームページに掲載する（<http://www.city.miki.lg.jp>）

(3) その他

- ・契約にいたらなかった入札参加者は、ダウンロードした設計図書を速やかに破棄又は削除すること。
- ・三木市役所総務部財政課窓口においても、設計図書を閲覧に供する。

7 契約条項等の閲覧場所及び期間

三木市工事請負契約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所

三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市総務部財政課（4階）

(2) 閲覧期間

令和6年4月16日（火）から令和6年5月14日（火）まで（本市の休日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

8 設計図書に関する質疑

(1) 質疑書の提出

ア すべて書面で行う。（様式は任意）

イ 書面に工事名を明記のうえ、三木市総務部財政課契約係へメールにより送信すること。（メールのみ受付。）

ウ 受付期間

令和6年5月2日（木）の午後5時まで
なお、メールの着信確認を電話にて行うこと。

エ 送信先

三木市総務部財政課契約係宛
TEL 0794-82-2000（内）2465
メールアドレス zaisei@city.miki.lg.jp

(2) 回答方法

令和6年5月13日（月）に三木市ホームページにて回答する。

9 現場説明会 実施しない

10 入札執行の日時及び方法等

(1) 日 時 令和6年5月21日（火） 午前10時00分から

(2) 場 所 三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市役所 5階大会議室

(3) 入札の執行に際しては、必ず市の受付印を押印した三木市一般競争入札参加申込書（事後審査型一般競争入札用）の写しを持参すること。

11 最低制限価格制度

適用する。

12 入札時における工事費積算内訳書等の提出

第1回目の入札に限り、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費積算書内訳書を同封すること。なお、入札金額と積算金額とは必ず同額とすること。

13 入札に関する条件

参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 入札時刻は厳守すること。定刻に入札会場に入室していない場合は失格とする。
- (2) 代理人が入札をする場合は、事前に委任状を提出すること。
- (3) 入札書の封皮には、「入札書」と表記し工事名称を記載すること。
- (4) 次の場合の入札は無効とする。
 - ア 委任状のない代理人の行った入札。
 - イ 連合その他不正行為が認められる入札。
 - ウ 入札金額の不明確なもの及び入札金額を訂正した入札。
 - エ 入札者(代理人を含む)の記名捺印のない入札又は記名の判然としない入札。
 - オ 1人が同時に2通以上の入札書をもって行った入札。
 - カ 工事費積算内訳書が提出されていない入札又は工事費積算内訳書記載の積算合計額が入札金額と一致しない入札。
- (5) 入札回数は2回までとする。
- (6) 再度入札
 - ア 最低制限価格より低い価格の入札をした者は失格となり、再度入札に参加できない。
 - イ 無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。
 - ウ 初度の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加できない。
- (7) 入札金額の記載にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 落札者候補者の決定は、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札候補者を決定する。この場合、くじ引きを辞退することはできない。

13 入札参加資格審査等

- (1) 落札決定の保留

第1順位の落札候補者に対し、入札参加資格を審査するため、落札決定を保留し、その旨を入札参加者に伝える。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者となった者は、令和6年5月23日の午後5時までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して提出しなければならない。

(3) 審査

落札候補者について入札参加資格がないと認めるときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。以後、落札候補者が入札参加資格があると認められるまで同様の手順により審査を行う。

(4) 落札者の決定

落札者の決定は、落札決定通知書（様式第5号）により当該落札者に通知する。

14 非資格者

(1) 入札参加不適合通知書

落札候補者が審査の結果、不適合となった場合は、入札参加不適合通知書（様式第6号）により通知する。郵送（令和6年6月4日発送）とする。

(2) 説明請求期間

ア 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について書面（様式は任意）を持参することにより、説明を求められることができる。（郵送及びFAXによるものは受け付けない）。回答は郵送で行うため、返信用封筒を持参すること。

イ 令和6年6月5日（水）から令和6年6月11日（火）まで（本市の休日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ウ 請求場所

三木市上の丸町10番30号

三木市総務部財政課（4階）

電話番号 0794-82-2000（内）2465

エ 回答

郵送（令和6年6月13日発送）とする。

15 入札保証金

免除

16 契約書の締結

(1) 予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約については、議会の決議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、市議会の議決案件であるため、落札決定後、市が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結

する。この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第 234 条第 5 項に規定する本契約書となる。

- (2) 落札決定後、契約までの間に落札者が、入札参加の資格制限又は市から指名停止を受けた場合、本契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除する。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

17 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

18 支払条件

(1) 前払金

契約金額の 100 分の 40 以内とする。（ただし、限度額は 5,000 万円とする。）

(2) 部分払

履行期間中 5 回以内とする。（ただし、請求時の出来高審査結果の範囲内とする。）

19 その他

(1) 申込書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された資料等は返還しない。

(3) 申込期限日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出はできない。

(4) 申込書等に虚偽の記載をした者は、三木市指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(5) 入札をした者は、入札後この公告、設計書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 本工事は、三木市公契約条例の対象になる。